

都市部における高齢自営業者の生活に おける社会保障制度の位置づけ

宮 寺 良 光

The Roles of Social Security System in the Life of the Self-employed Aged in the City

MIYADERA Yoshimitsu

本稿は、日本における社会保障制度の問題点について、都市部における高齢自営業者の生活実態に関する調査を踏まえて検討を試みるものである。第1の調査では、自営業者の就業状況と年金受給の関係について分析しているが、年金受給が一定の所得の補足はしているものの、生活の安定には寄与していないことを示している。こうしたなか、近年の社会保障制度改革は、保険的方法をより強め、高齢者の保険料および一部負担が増加している。第2の調査では、自営業者の生活実態に関するいくつかの事例から生活困窮に陥る要因について分析しているが、収入面および支出面で社会保障制度が生活を圧迫していることを示している。

キーワード：地域産業の衰退 都市 高齢自営業者の生活 社会保障制度 生活困窮

This article focuses on problems of the Japanese social security system, in particular, ones in relation to surveys conducted on national pensions and the lives of the aged, self-employed workers in urban areas. This article is mainly based on two surveys. The author conducted these surveys on aged self-employees in the Joto area (Tokyo) with several questions. The first of these analyzes their business conditions. It shows how they continue to run their shops or factories to gain income. It also analyzes the relation of their income and national pension. It concludes that pension serves as a supplement to their income. The second survey analyzes the cause of their economic hardships. It indicates that their healthcare costs have amounted to an enormous financial drain. Recent social security system reform results in causing the elderly more burdens by covering the expenses of healthcare by insurance payments.

Keywords : decline of local industry, urban areas, life of the aged self-employed, social security system, poverty

1 はじめに

個人経営のいわゆる「自営業者」は、原則として国民年金制度が適用される。しかし、国民年金の給付額は、満額でも生活保護基準に満たないため、私的な年金などへの任意加入あるいは他の収入源や貯蓄等がなければ、引退後の生活が困難になることは、容易に想像できる。こうした問題が、これまであまり顕在化し

てこなかった背景には、自営業という形態が、高齢期に至ってもなお「安定的なキャリア」とであると認識されてきた¹ように、家族経営によって成り立ってきたため、子などの家族扶養によって引退しても老後生活を守られてきたからである。しかし、近年、産業構造の変化にともない、自営業などの零細企業の事業継続および事業承継の困難さが高まり、家族扶養による生

活の安定が担保されない状況になってきている。これには、バブル経済崩壊以降の長引く不況による影響も考えられるが、コスト競争力を強化するための大企業を中心とした生産拠点の海外移転による、いわゆる「産業のグローバル化」が国内の製造業部門における空洞化を促したものと考えられる。また、国内の消費不況に加え、海外からの内需拡大圧力が加わるなか、商業・流通部門における規制緩和が市場競争を強化し、さらに、建設業界においても、コスト競争の激化に加えて公共事業が縮減されるなど、企業淘汰を促してきた。

こうした状況に加えて、医療や介護サービスにかかわる保険料および利用時の一時負担が、さらに高齢者の生活を圧迫する要因になっている。1980年代以降、国庫負担の削減を基調とする社会保障制度「改革」が進められ、国庫負担の削減分が「保険料」や「利用者負担」に置き換えられてきた。とりわけ、高齢者の負担増が顕著となっている。2000年に施行された介護保険制度がその象徴といえるが、2008年4月に導入された後期高齢者医療制度もまた、原則としてすべての高齢者から一定の保険料や利用者負担を徴収するなど、「保険的方法」による制度運営へと転換し、このことが高齢者の生活に少なからず影響を及ぼしているものと考えられる。

以上の問題意識から、本稿では、都市部（東京の城東地域²⁾）における高齢自営業者の就業・生活実態から社会保障制度の問題を検討することにある。以下では、第1に、城東地域における高齢自営業者の就業状況について、第2に、城東地域における高齢自営業者の生活実態について、第3に、高齢自営業者と社会保障制度の接点について、それぞれ考察を進めていくこととする。

なお、研究対象を東京の城東地域に向けたのは、同地域が東京都内でも有数の産業集積地域であり³⁾、「下町」といわれるように、多くの商人や職人が集住する地域であるからである。また、戦後の復興期から高度経済成長期には、大企業の下請など、零細の町工場が増加するとともに多くの商店街が形成されるなど、自営業者が多数就業し、居住する地域だからである⁴⁾。

2 城東地域における高齢自営業者の就業状況

(1) 「東部地域、中小業者の実態調査」の概要

同調査は、2005年5～6月に墨田区労働組合総連合と民主商工会（民商）との共同により、事例収集を

目的に、中小業者（自営業者）を対象におこなわれたものである。調査対象については、城東地域の各民商（台東・浅草、墨田、江東、荒川、足立東、足立西、葛飾、江戸川）会員のうちからそれぞれ約25名を無作為に選定し、計201名（会員の約10%）を対象に面接質問紙調査法によっておこなわれた。回収率は、100.0%である。以下では、回収された201ケースの事例のうち、60歳以上⁵⁾の134ケースを抽出して数量処理をおこない、集計したものをもとに考察していくこととする。

なお、対象者の基本属性については、性別では、「男」が119人（88.8%）、「女」が14人（10.4%）、「無回答」1人（0.7%）となっている。年齢階級別では、「60歳代」が88人（65.7%）、「70歳代」が46人（34.3%）となっている。産業別では、「建設業」が2人（1.5%）、「製造業」が69人（51.5%）、「卸売・小売業、飲食店」が36人（26.9%）、「サービス業」が13人（9.7%）、「無回答」が14人（10.4%）となっている。

(2) 高齢自営業者の就業状況と事業経営

表1は、事業主の就業時間に関する状況について、また、表2は、事業主の休日日数に関する状況についてそれぞれ示したものである。

まず、就業時間についてみると、「産業計」では、「8～10時間」がもっとも多く、42人（31.3%）となっており、次いで、「8時間未満」が36人（26.9%）、「10～12時間」が32人（23.9%）となっている。就業時間については、事業の性格や経営状況に左右される側面があるため、産業別にみると、その状況が異なる。「第二次産業」では、「8～10時間」が28人（39.4%）でもっとも多く、次いで、「8時間未満」で25人（35.2%）となっている。一方、「第三次産業」では、「10～12時間」が19人（38.8%）でもっとも多く、次いで、「12～14時間」で10人（20.4%）となっている。「第三次産業」の場合には、仕入れや仕込みの作業に加えて、基本的には店舗を構えて営業するため、集客の善し悪しにかかわらず就業時間が一定以上になることは想像できる。しかし、「第二次産業」の場合には、仕事の受注量に応じて就業時間が左右されるため、「8時間未満」で多くなっている理由が、体調管理のための受注調整によるものならともかく、受注量の減少によって就業時間が短縮されているのだとするならば、事業経営に影響がでているものと考えられる。加えて、「第

表1 事業主の就業時間に関する状況

単位：人（％）

	総数	8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12～14時間未満	14時間以上
産業計	134 (100.0)	36 (26.9)	42 (31.3)	32 (23.9)	17 (12.7)	7 (5.2)
第二次産業	71 (100.0)	25 (35.2)	28 (39.4)	10 (14.1)	6 (8.5)	2 (2.8)
第三次産業	49 (100.0)	8 (16.3)	9 (18.4)	19 (38.8)	10 (20.4)	3 (6.1)
無回答	14 (100.0)	3 (21.4)	5 (35.7)	3 (21.4)	1 (7.1)	2 (14.3)

表2 事業主の休日日数に関する状況

単位：人（％）

	総数	なし	1日	2～3日	4～5日	6～8日	9日以上
産業計	134 (100.0)	11 (8.2)	134 (100.0)	17 (12.7)	65 (48.5)	16 (11.9)	17 (12.7)
第二次産業	71 (100.0)	4 (5.6)	71 (100.0)	7 (9.9)	31 (43.7)	11 (15.5)	15 (21.1)
第三次産業	49 (100.0)	7 (14.3)	49 (100.0)	8 (16.3)	25 (51.0)	4 (8.2)	1 (2.0)
無回答	14 (100.0)	0 (0.0)	14 (100.0)	2 (14.3)	9 (64.3)	1 (7.1)	1 (7.0)

三次産業」の場合でも、規制緩和⁶により大型店を中心とした営業時間の伸長や営業日数の増加にあわせて、零細商店でも営業時間の伸長や営業日数の増加を試みているケースもあることから、「第三次産業」における就業時間の長さは、営業時間の伸長による結果である可能性もある。いずれにしても、この点については休日日数との関係もあるため、その点も交えて検討する必要がある。

次に、休日日数についてみてみると、「産業計」では、「4～5日」が65人（48.5％）でもっとも多く、その前後の「2～3日」の17人（12.7％）と「6～8日」の16人（11.9％）を加味すると、週平均で1～2日程度の休日ということとなる。産業別にみても、その点での差異はほとんどみられない。しかし、「9日以上」になると状況が変わる。「第二次産業」では15人（21.1％）、「第三次産業」では1人（2.0％）となっている。参考までに、「第三次産業」の1人は、「70歳以上」の女性（飲食店）で、「身体の具合が悪く週1～2日程度」就業しているということである。一方、「第二次産業」の15人については、「体調不良」によるものが3人、「その他・無回答」が2人のほかは、残りの10人（うち、5人が事実上の休業状態）が「受注量の減少」あるいは「景気の悪化」を理由としてあげている。また、「第三次産業」に属する対象者49人（就業時間に関係なく）のなかには、「規制緩和による影響」について9人、「景気に対する不安」について11人が言及している。

以上、就業状況から高齢期の自営業者が置かれてい

る状況を垣間みることができたが、その多くが経済状況や産業動向に左右されながら不安定な就業状況に置かれているということである。以下では、自営業者の事業所得の状況から検討を試みることにする。

（3）事業所得と生活および今後の事業経営

表3は、2004年の事業所得の分布状況について示したものである。「産業計」でみてみると、「200～300万円未満」が24人（17.9％）でもっとも多く、次いで「300～400万円未満」の22人（16.4％）となっている。この水準が高いのか、それとも低いのか、生活保護費⁷を基準にみてみると、東京区部の高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）を想定した場合、2008年度の基準では、生活扶助額が月額で12万1940円となる。これに住宅扶助額を加えると、一般基準では1万3000円、特別基準では6万9600円がそれぞれ上限となる。よって、一般基準の場合、月額で13万4940円、年額で161万9280円となり、特別基準の場合、月額で19万1540円、年額で229万8480円となる。実際には、所得税等の税負担がともなうため、これに租税負担分を上乗せするのが妥当であるが、一般基準と特別基準のおよそ中間になる200万円を貧困基準としてみることにすると、生活保護基準を下回る「200万円未満」の層51人（38.1％）は、事業所得だけでは生活が困難になる可能性が高い。もちろん、世帯構成によって生活に必要な額が異なる。実際、同調査では、「生計を共にする人数」（世帯人数）についても聞いているが、有効回答126人の平均世帯人数は2.4人であっ

表3 事業主の休日日数に関する状況

単位：人（％）

	総数	50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400～500万円未満	500万円以上	無回答
産業計	134 (100.0)	15 (11.2)	13 (9.7)	8 (6.0)	15 (11.2)	24 (17.9)	22 (16.4)	6 (4.5)	13 (9.7)	18 (13.4)
第二次産業	71 (100.0)	6 (8.5)	8 (11.3)	5 (7.0)	9 (12.7)	13 (18.3)	12 (16.9)	5 (7.0)	9 (12.7)	4 (5.6)
第三次産業	49 (100.0)	9 (18.4)	4 (8.2)	2 (4.1)	3 (6.1)	10 (20.4)	6 (12.2)	1 (2.0)	2 (4.1)	12 (24.5)
無回答	14 (100.0)	0 (0.0)	1 (7.1)	1 (7.1)	3 (21.4)	1 (7.1)	4 (28.6)	0 (0.0)	2 (14.3)	2 (14.3)

たため、事業所得だけでの生活が困難になっている世帯の割合はさらに高くなる可能性がある。

次に、表4は、事業所得のみでの生活の可否（「事業所得だけで生活ができるか」という設問）について示したものである。「産業計」でみると、「生活できる」が35人（26.1％）で、「生活できない」が96人（71.6％）となっており、事業所得だけでの生活が困難だと認識している自営業者が多いことがわかる。では、その補填をどのようにしているのか。

表5は、事業所得で生活ができなかった場合の補填方法について示したものである。回答の多い順にみると、「年金等」が57人（59.4％）でもっとも多く、次いで「貯金の取り崩し」が27人（28.1％）、「他の家族の収入」が21人（21.9％）となっている。さらに、「税・保険料の滞納」が17人（17.7％）いたことの問題には言及する必要があるが、このように、高齢期の

自営業者にとっては、年金の受給が事業所得の減少分を補填する役割を果たしている側面が強い。とはいえ、「年金等」の回答者のなかに、「借金」が1人、「生命保険の解約」が4人、「貯金の取り崩し」が12人、「他の家族の収入」が10人、「税・保険料の滞納」が5人おり、年金だけでは生活費が充足しないことも一方で示されている。参考までに、「年金等」のみ回答したのは25人（57人中）であったことからそのことがうかがえる。では、こうした状況をどのように打開しようとしているのであろうか。

表6は、「事業所得で生活ができない」と回答した事業者の今後の経営方針について示したものである。回答の多い順にみると、「現状維持」が57人（59.4％）でもっとも多く、次いで「廃業したい」が27人（28.1％）、「現状の方向を拡大」⁸が13人（13.5％）となっている。全体的に、今後の経営に対して非常に

表4 事業所得のみでの生活の可否

単位：人（％）

	総数	生活できる	生活できない	無回答
産業計	134 (100.0)	35 (26.1)	96 (71.6)	3 (2.2)
第二次産業	71 (100.0)	18 (25.4)	50 (70.4)	3 (4.2)
第三次産業	49 (100.0)	15 (30.6)	34 (69.4)	0 (0.0)
無回答	14 (100.0)	2 (14.3)	12 (85.7)	0 (0.0)

表5 事業所得で生活できなかった場合の補填方法

（複数回答）単位：人（％）

総数	パート・アルバイト	年金等	借金	生命保険の解約	貯金の取り崩し	他の家族の収入	税・保険料の滞納	その他
96 (100.0)	12 (12.5)	57 (59.4)	3 (3.1)	8 (8.3)	27 (28.1)	21 (21.9)	17 (17.7)	7 (7.3)

表6 「事業所得で生活ができない」と回答した事業者の今後の経営方針 (複数回答) 単位：人 (%)

総数	現状維持	現状の方向を 拡大	商品の 専門化	商品の 拡大化	事業の 多角化	転業したい	廃業したい
96 (100.0)	57 (59.4)	13 (13.5)	2 (2.1)	1 (1.0)	3 (3.1)	1 (1.0)	27 (28.1)

消極的な印象を受けるが、それには年齢的な問題や経営環境がそうさせているものと考えられる。コメントのなかには、「後継ぎがない」であるとか、「金があれば廃業したい」などがあったが、積極的な事業を展開するだけのゆとりも希望ももてていないのが現状といえる。

以上、高齢期の自営業者の就業実態に関する一側面をみてきたが、事業経営の環境がますます悪化するなかで、収入面だけの問題だけでなく、支出面でも高齢期の生活を不安定にさせる要因が広がりを見せている。食料品をはじめとする生活必需品の値上りなどもさることながら、医療や介護などの社会保障制度「改革」が進められるなかで、保険料負担や利用者負担の増加がみられる。

以下では、高齢期の自営業者の生活実態に関する事例から、社会保障制度の問題点について検討していくこととする。

3 高齢自営業者の生活実態に関する事例

(1) 高齢自営業者の所得分布

表7は、東京都における65歳以上の自営業主の所得の分布状況を示したものである。既述の生活保護基準にもとづいて、「200万円未満」でみると、1999年の76.0千人から2007年には101.8千人へと増

加し、その割合も44.4%から52.3%に上昇している。このように高齢期の自営業者の半数は、所得が生活保護以下の水準となっている。以下では、年間所得が「200万円未満」あるいは「200～300万円未満」の自営業者の生活実態に関する事例⁹をもとに、社会保障制度との接点について考察する。

(2) 自立的経営が困難な高齢自営業者

表8にまとめた3例(A1、A2、A3)は、生活状況について「ギリギリの生活をしている」と回答した人の生活実態について取り上げたものである。この3例を「非自立的自営業層」としたのは、事業収入のみでの生活が成り立たず、年金その他の収入の補填によって生活が成り立っている、また、それらのどれか1つを失っても生活が成り立たなくなってしまう可能性が高いと考えられるためである。

(a) 収入の源泉と年金

収入の状況を見ると、世帯月収は、A1が「40～50万円未満」、A2が「25～30万円未満」、A3が「30～40万円未満」となっているが、内訳をみると、事業収入が少ないことがわかる。A1は不明であるが、推定で5.3～15.3万円(世帯月収-年金)、A2が10.0万円、A3が0.0万円となっており、事業収入だけでは生活維持が困難な水準といえる。そのため、年

表7 65歳以上の自営業主の所得分布 (東京都) 単位：千人 (%)

年	総数	50万円 未満	50～ 99万円 未満	100～ 149万 円未満	150～ 199万 円未満	200～ 249万 円未満	250～ 299万 円未満	300～ 399万 円未満	400～ 499万 円未満	500～ 699万 円未満	700～ 999万 円未満	1000 万円 以上
1999	171.0 (100.0)	26.0 (15.2)	16.0 (9.4)	20.0 (11.7)	14.0 (8.2)	17.0 (9.9)	8.0 (4.7)	17.0 (9.9)	11.0 (6.4)	15.0 (8.8)	8.0 (4.7)	17.0 (9.9)
2002	177.9 (100.0)	27.8 (15.6)	26.0 (14.6)	15.1 (8.5)	14.8 (8.3)	15.0 (8.4)	13.8 (7.8)	14.6 (8.2)	12.5 (7.0)	25.1 (14.1)	5.4 (3.0)	16.6 (9.3)
2007	194.4 (100.0)	36.8 (18.9)	27.7 (14.2)	23.3 (12.0)	14.0 (7.2)	19.0 (9.8)	10.9 (5.6)	14.7 (7.6)	10.8 (5.6)	13.7 (7.0)	9.2 (4.7)	8.1 (4.2)

資料：総務省「就業構造基本調査」各年版より作成

表 8 城東地域における自営業層の生活実態に関する事例（非自立的自営業層）

分類	A 1	A 2	A 3
性別・年齢・業種	男・76歳・小売業（30年）	男・70歳・小売業（45年）	男・73歳・小売業（41年）
就業の理由	生活維持のため	生活維持のため	生活維持のため
生活状況	ギリギリの生活	ギリギリの生活	ギリギリの生活
世帯構成（人数）	夫婦+女子（3）	夫婦+男子（3）	夫婦+子夫婦（4）
居住形態（他資産）	持家・一軒家（あり・不動産）	持家・一軒家（あり・不動産）	持家・不明（あり・不動産）
預貯金	なし	1000万円以上	200～300万円未満
借入金	あり（住宅ローン）	なし	あり（住宅ローン）
世帯月収	40～50万円未満	25～30万円未満	30～40万円未満
事業収入	不明（推定：5.3～15.3万円）	10.0万円	0.0万円
年金	34.7万円	13.0万円	6.0万円
貯蓄取崩		5.0万円	12.0万円
その他			不明
支出月額	40～50万円未満	25～30万円未満	30～40万円未満
食費	8.3万円	10.0万円	15.0万円
被服費	1.0万円	1.2万円	
教養娯楽費		0.3万円	
住宅費			
光熱水費	8.4万円	7.8万円	3.5万円
税金支払	4.5万円	2.4万円	0.4万円
社会保険料	2.0万円	3.0万円	1.2万円
医療費	1.8万円	0.3万円	1.5万円
介護費	2.8万円		
借入返済	18.7万円		7.5万円
保険掛金		1.9万円	1.7万円
その他			
2007年所得（前年比）	100～200万円未満（減少）	200～300万円未満（減少）	200～300万円未満（減少）
健康状態	どちらかといえば悪い	どちらかといえば良い	どちらともいえない
健康保険	後期高齢者医療	国民健康保険	国民健康保険
医療満足度	満足している	満足している	どちらともいえない
介護受給	受けていない（必要なし）	受けていない（必要なし）	受けていない（必要なし）
年金の位置	年金だけでは生活できない	年金だけでは生活できない	医療等負担なければ生活できる

金その他の収入が事業収入の少なさを補填している。A 1の場合には年金、A 2の場合には年金と貯蓄取崩、A 3の場合には年金と貯蓄取崩、その他（他の家族の収入）によって成り立たせている。

A 1については、年金の支給額が34.7万円となっており、国民年金以外の年金を受給しているものと考えられる。年齢と就業期間を考えると46歳のときから自営業に転職したと考えられるため、それまでに被用者年金に加入していたか、国民年金基金あるいは私的年金への加入があったといえよう。しかし、「ギリギリの生活」としているのは、後述するように、支出

に問題があるからである。

また、A 2については、年金の支給額が13.0万円となっており、夫婦で国民年金を受給しているものと考えられる。よって、事業収入の10万円を加えれば、夫婦2人の生活を充足するだけの収入にはなるはずであるが、同世帯は3人（子1人が同居）であるため、事業収入と年金に貯蓄取崩を加えて生活費をまかなっている。貯蓄額が1000万円以上あるため、当面は貯蓄の取崩しで生活維持は可能であるものの、現状のまま一定の時間が経過した場合には、生活が破綻する可能性がある。

さらに、A3については、年金の支給額が6.0万円となっており、これが本人に帰属する年金であるため、配偶者は無年金であると考えられる。よって、調査対象期間中の事業収入が0.0万円となっていることから、事業収入と年金だけでは、夫婦2人の生活は成立しないことになる。しかし、貯蓄取崩と同居する子の収入がこれを補填しているが、貯蓄額が調査時点で200～300万円未満となっており、毎月12.0万円の貯蓄の取崩しをしたならば、2～3年のうちに貯蓄が底をつくことになる。

(b) 支出の構成と医療・介護にかかわる支出

A1の場合には、年金収入が比較的高額であるにもかかわらず、「ギリギリの生活」と回答しているのは、医療費(1.8万円)および介護費(2.8万円)の支出に加えて、借入の返済(18.7万円)が生活を圧迫している可能性が高い。医療費に関しては、本人の健康状態が「どちらかといえば悪い」としているように、表には示していないが、高血圧と腎臓病を本人が患っているからである。また、介護費に関しては、本人は「受けていない(必要なし)」としているため、本人以外の家族に要介護者がいるということになる。さらに、借入の返済は、住宅ローンであるが、おそらく、一定の事業収入を見込んでのことと考えられる。自由記述に「激しい規制緩和のため商売・生活がたちいなくなっている」と書かれていたように、事業不振が影響しているものといえよう。同様に、A3の場合についても、健康状態は「どちらともいえない(高血圧のため)とし、医療の満足度についても「どちらともいえない」としているのは、医療費負担が関係しているものと考えられる。また、こうした医療費(1.5万円)などの標準的な支出のほかに借入の返済(7.5万円)が大きな負担になっているものと考えられる。

一方、A2の場合には、0.3万円の医療費支出を除けば、標準的な支出といえる。よって、「ギリギリの生活」というのは、支出面というよりは、収入面に問題があるものといえよう。自由記述に「極端な市場主義経済—中略—商品のロット中心の価格の実施の為に価格で勝負できない」と書かれていたように、事業経営の不振が生活を圧迫しているものといえる。

(3) 就業から引退した高齢自営業者

表9にまとめた3例(B1、B2、B3)は、現在は就業していないが、最長職業(もっとも長く就いて

いた職業)が「自営業主」または「家族従業者」と回答した人の生活実態について取り上げたものである。それぞれ事情は異なるが、この3例を「引退後自営業層」とした。B1の場合には、子に事業を承継して引退後の生活を送っている。これに対して、B2およびB3の場合には、事故との遭遇によって、現在、生活保護を受給しているという例である。

B1の場合は、自営業という形態のもっとも「理想的」な引退後の生活であるといえる。すでに、子に事業を承継して、低額ではあるが年金(5.0万円)を受給し、年金から天引きされる介護保険料(0.3万円)以外の必要経費は子の収入に委ねられている。教養娯楽費として1.5万円の支出がみられることから、比較的「ゆとり」のある生活といえる。

一方、B2の場合には、引退の理由が「事業不振による倒産(破産)」とあるように、事業の失敗が生活を転落させている。年金を月額で9.0万円受給しているものの、生活保護を受給しなければならないのは、年金だけでは家賃(4.0万円)分の支出が困難になっているものといえる。自由記述に「都営住宅を申し込んでいますが、現在22回落選しています(3年間で)」と書かれているように、住宅にかかる費用が大きな比重を占めている。

また、B3の場合には、引退の理由が「体調不良(工事中のけが)のため」とあるように、就業中の事故が生活を転落させている。収入(内訳)には、年金に関する記述がなかったが、無年金であると考えられる。しかし、一般の労働者の場合、就業中のけがであれば労災保険の対象となり、労災保険からの給付が終了しても、一定の障害が残っている場合には、障害年金を受給できる可能性があるが、労災保険への特別加入がなされていなかった、また、年金の保険料が未納であったことが考えられる。

4 高齢自営業者と社会保障制度の接点

(1) 自営業者と所得保障制度

既述のとおり、自営業者が加入する国民年金制度は、生活保護基準を下回るほど低額であるため、年金受給だけで老後生活(引退後の生活)を送るのは困難である。よって、他の所得がともなわなければ、生活が破綻する。表10は、東京区部における65歳以上の人口および被保護人員について示したものであるが、近年、生活保護を受給する65歳以上人口の割合(保護率)

表9 城東地域における自営業層の生活実態に関する事例（引退後自営業層）

分類	B 1	B 2	B 3
性別・年齢・業種	女・80歳・小売業（30年）	男・78歳・建設業（40年）	男・70歳・建設業（不明）
引退の理由	事業承継（息子に）したため	事業不振による倒産（破産）	体調不良（工事中けが）のため
生活状況	事故がなければ生活できる	ギリギリの生活	破綻寸前の状態
世帯構成（人数）	本人+子夫婦（3）	単身（1）	単身（1）
居住形態（他資産）	持家・一軒家（あり・不動産）	民間の借家（なし）	持家・マンション（なし）
預貯金	50～100万円未満	なし	なし
借入金	なし	ある（自己破産した）	なし
世帯月収	50万円以上	10～15万円未満	5～10万円未満
事業収入	25.0万円	9.0万円	不明（生活保護費）
年金	5.0万円		
貯蓄取崩	28.0万円（専従者給与）	3.0万円（生活保護費）	不明（生活保護費）
その他			
支出月額	5万円未満（本人のみ）	5～10万円未満	不明
食費	1.5万円	3.0万円	
被服費			
教養娯楽費	0.3万円（介護保険料）	4.0万円（家賃）	
住宅費			
光熱水費	0.3万円（介護保険料）	1.0万円	
税金支払			
社会保険料	0.3万円（介護保険料）	0.3万円（介護保険料）	
医療費			
介護費	0.3万円（介護保険料）	0.3万円（介護保険料）	
借入返済			
保険掛金	0.3万円（介護保険料）	0.3万円（介護保険料）	
その他			
2007年所得	300万円以上	100～200万円未満	なし
（前年比）	（増減なし）	（減少）	（減少）
健康状態	どちらかといえば良い	どちらかといえば良い	どちらかといえば悪い
健康保険	後期高齢者医療	加入していない（生保）	加入していない（生保）
医療満足度	満足している	満足していない	どちらともいえない
介護受給	受けていない（必要なし）	受けていない（必要なし）	受けている
年金の位置	医療等負担がなければ生活できる	年金だけでは生活できない	受給していないためわからない

が高まっている。1995年、2000年、2005年についてそれぞれみていくと、東京都では、2.2%、2.6%、3.4%と上昇しており、区部でも、2.5%、3.0%、3.9%となっている。これに比べて、城東地域では、3.6%、4.2%、5.1%と、高い保護率で推移している。

城東地域で保護率が高くなっているのは、「山谷」が属する地域であることには考慮しなければならない¹⁰が、地域産業の衰退が年金制度の不備を色濃く映し出しているように受け止められる。単身世帯の状況を試みると、保護率がさらに高くなっているが、これにも年金制度の不備が関係しているものと考えられる。

つまり、国民年金の場合には、原則として児童のいる場合にのみ遺族年金が支給されるため、老齢年金を共に受給していた夫婦のどちらかが死亡した場合には、本人のみの老齢年金となる。前節の事例でいうと、A2およびA3がこれにあてはまるが、A2については、夫婦のうちどちらかが死亡した場合に年金が半減し、A3については、本人が死亡した場合に配偶者が無年金となる。こうした状況がB2およびB3となってあらわれてくる可能性がある。B2については、すでに配偶者と死別している。B3については不明であるが、いずれも低年金あるいは無年金という状態を本人

表 10 東京区部における 65 歳以上の人口および被保護人員（全世帯）

単位：人

地域	1995 年			2000 年			2005 年		
	65 歳以上 人口	被保護 人員	保護率 (%)	65 歳以上 人口	被保護 人員	保護率 (%)	65 歳以上 人口	被保護 人員	保護率 (%)
（全世帯）									
東京都	1,530,695	34,252	2.2	1,910,456	50,427	2.6	2,295,527	77,661	3.4
区 部	1,092,278	27,415	2.5	1,336,289	40,167	3.0	1,568,617	60,552	3.9
城 東	324,214	11,751	3.6	410,890	17,195	4.2	505,449	25,590	5.1
（単身世帯）									
東京都	264,636	15,325	5.8	388,396	38,346	9.9	498,443	57,567	11.5
区 部	206,194	12,404	6.0	299,358	31,138	10.4	371,641	45,854	12.3
城 東	53,868	5,428	10.1	78,606	13,023	16.6	103,206	18,910	18.3

資料：総務省「国勢調査」、東京都福祉保健局「被保護者全国一斉調査（東京都分）」各年版より作成

表 11 東京区部における 65 歳以上の被保護者と老齢年金の種類別受給状況

地域	年	受給者数（人）					受給比率（%）				
		被保護 人員	老齢年金受給者			その他 （無年金）	被保護 人員	老齢年金受給者			その他 （無年金）
			総数	被用者	国民			総数	被用者	国民	
東京都	1995	34,252	17,830	5,207	12,623	16,422	100.0	52.1	15.2	36.9	47.9
	2000	50,427	22,869	9,394	13,475	27,558	100.0	45.4	18.6	26.7	54.6
	2005	77,661	30,109	12,701	17,408	47,552	100.0	38.8	16.4	22.4	61.2
区 部	1995	27,415	14,185	3,996	10,189	13,230	100.0	51.7	14.6	37.2	48.3
	2000	40,167	18,137	7,263	10,874	22,030	100.0	45.2	18.1	27.1	54.8
	2005	60,552	23,668	10,012	13,656	36,884	100.0	39.1	16.5	22.6	60.9
城 東	1995	11,751	5,564	1,530	4,034	6,187	100.0	47.3	13.0	34.3	52.7
	2000	17,195	7,164	2,821	4,343	10,031	100.0	41.7	16.4	25.3	58.3
	2005	25,590	9,266	3,694	5,572	16,324	100.0	36.2	14.4	21.8	63.8

資料：東京都福祉保健局「被保護者全国一斉調査（東京都分）」各年版より作成

注 1：高齢者のなかには、65 歳になる前から障害年金等を受給しているケースも考えられるが、当該調査報告書では類推するのが困難であるため、老齢年金受給者のみを取り上げている。

注 2：「被用者年金」のなかには、「通算老齢年金」も含まれるが、一部、旧制度の厚生年金等から支給される障害一時金および新制度の厚生年金等から支給される障害手当金が含まれている可能性がある。

注 3：「被用者年金」の受給者のなかには、通算年金等の受給者（「老齢基礎年金+老齢厚生年金」や「老齢基礎年金+遺族厚生年金」など）が含まれている可能性がある。

以外の家族が扶養できていない結果であるといえる。表 11 をみると、城東地域に限ったことではなく、全体的に 65 歳以上の被保護者に占める年金受給者の割合は下がっている。いいかえると、無年金者の割合が高まっているということであるが、就業機会の減少や家族の扶養能力の限界がこうした状況を生み出しているものと考えられる。また、老齢年金を受給している被保護者のうち、国民年金のみの受給者が被用者年金の約 2 倍にあたり、低年金者および無年金者をあわせると全体の 8～9 割を占めている。

自営業者の生活実態の一側面からみた現行の年金制度（国民年金制度）は、「なくてはならない」が、「あっても事欠く」存在であるといえる。

（2）自営業者と医療・介護サービス保障制度

現状の年金制度の給付水準に鑑みれば、老齢年金受給後も継続して就業しなければならないというのが、今日の都市部における高齢期の自営業者像であるといえる。しかし、高齢期に入れば、傷病に罹りやすくなり、身体機能の低下によって、医療や介護の需要が高

まってくる。こうした需要がひとたび自営業者の家庭に起これば、「二重の困窮化要因」を生み出す構造になっている。すなわち、医療や介護の需要が生じるということは、一方では、就業を困難にさせて事業収入の減少を引き起こし、他方では、医療や介護の支出によってますます生活を困窮に導くことになる。表8および表9には示さなかったが、同調査で回収された他のケースのなかには、同居する世帯員のなかには介護者がみられるなど、安定した所得がなければ生活困窮に陥る必然性のある事例もみられた。

医療および介護サービスの保障を「皆保険」によって維持するのであれば、収入の源泉となる事業収入や年金などの所得保障制度が改善されないかぎり、保険料や一部負担の増加は、保険料の滞納はもちろんのこと、「医療難民」あるいは「介護難民」と呼ばれるような医療や介護サービスにアクセスできない高齢者が増加していくことになる。こうした危険と隣り合わせの生活に高齢期の自営業者がさらされているのである。

もちろん、生活保護制度がこれらの問題を補完すべき位置づけの制度であることは間違いないが、それにともなって、築いてきた「財産」や「誇り」までもが「剥奪」されるような現状の制度運営では、「文化的な生活」とはいえない。実際に、事例のB2に関しては、「自己破産」という形ではあったが、所有していた資産を売却して生活保護の受給にいたっている。また、「自由記述」に「生活保護を受けているので何時どうなるかわからない」としながらも公営住宅への転居を望んでいるのは、生活保護を廃止し、「誇りを取り戻したい」というあらわれであるように受け止められる。また、被保護世帯のなかには、こうした例がなくはないものと考えられる。

生活保護制度のあり方を考え直すべき部分もあるが、現状の所得保障制度が維持されるのであれば、医療や介護サービスにかかわる負担を所得に応じて抑制することが必要である。少なくとも、保険料の負担によって生活費が生活保護基準を下回るような仕組みには、疑問をもたざるをえない。

5 むすびにかえて

25年以上の長期間にわたり年金の保険料を納めて年金を受給していながら老後生活が破綻し、生活保護を受給することになるような制度設計上の問題を、こ

れまでは個人あるいは家族の力で防いできた側面がある。しかし、高齢者に占める生活保護者の割合の増加が示しているように、個人や家族の力が及ばない社会環境になりつつある。さらに、近年、医療や介護サービスにかかわる諸給付に「保険的要素＝市場原理」が強化されてきた。当然のことながら、「保険的方法」をもちいてサービス保障を実現するためには、一定の所得の確保が前提となり、その反面で、支出が困難になれば、適切なサービスを受給することができなくなる。とりわけ、高齢期に入れば、雇用・就業の機会が減少するため、稼働収入も減少することに加えて、産業構造の転換による影響を強く受けている高齢期の自営業者にとって、医療保険や介護保険にみられる保険料および利用者負担のさらなる増加は、高齢者の健康維持を阻害する重大な要因になるものといえる。

こうした状況を踏まえて、年金制度をはじめ、現状の社会保障制度のあり方を再検討する必要があるものとする。人口の少子高齢化や財政赤字を理由に社会保障の抑制がなされてきた。同時に、所得税の最高税率の引き下げや消費税の導入と税率の引き上げがおこなわれ、所得再分配の構造が、垂直的な再分配から水平的な再分配へと転換している¹¹⁾。

経済・産業のグローバル化という国際社会の趨勢に逆らうことが困難であるにしても、構造転換の過渡期にある今だからこそ、社会保障制度の本来的な役割である「最低生活保障」という原点に立ち返り、抜本的な改革が必要であるとする。

注

1 平岡(2001)において、自営業が「安定的なキャリア」であると捉えられている。また、岩田(1989)が「自営業が高齢者就労の一つの重要な基盤になっている」と示しているように、定年退職後あるいは年金受給開始年齢以後の就業においては、雇用労働者より自営業者の継続性が高くなっているのは事実である。しかし、そのことが必ずしも「生活の安定」につながるものではない。江口(1980)に代表されるように、自立営業が困難な下層の自営業層(名目的自営業層)を不安定就業者と捉える見方もあり、江口・川上(2009)によれば、就業人口の約3%が「名目的自営業者」と推計されている。また、金澤(2003)においては、自営業者の生活困窮の実態が明らかにされ、その量的な増加が指摘されている。

- 2 本稿では、東京都産業労働局の地域区分に従い、台東区、墨田区、荒川区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区の7区を「城東地域」として用いる。なお、後述の「東部地域、中小業者の実態調査」でいうところの「東部地域」とは、民主商工会が用いている呼称であり、行政区としては、東京都産業労働局が規定する「城東地域」と同じ地域である。
- 3 総務省「事業所・企業統計調査」によれば、東京都全体の事業所数に占める城東地域の事業所数の割合は、1996年が22.8%、2001年が21.9%、2006年が21.0%となっており、東京都内でもっとも事業所数が多くなっている。また、個人事業主の割合も、1993年が27.5%、2001年が26.4%、2006年が25.3%と低下する傾向にあるものの、およそ4分の1が城東地域に集中している。
- 4 江東区の砂町銀座商店街は、都心部で事業を営んでいた工芸職人たちが、地価の上昇とともに移住してきたことが商店街の形成につながった（2005年3月、同商店街理事長へのヒアリング）こと、足立区の東和銀座商店街は、日立製作所およびその下請企業の移転ともなって商業が盛んになった（2005年3月、同商店街副理事長へのヒアリング）こと、また、荒川区の東尾久地区の商店街についても同様に、町工場の増加とともに商店数が増加した（2006年12月、尾久本町通り商店街理事長へのヒアリング）ことなど、工業の発展とともに商業が根付いた地域であるといえる。
- 5 本来であれば、「65歳以上」で区分するのが適切であるが、設問の都合上、「60歳以上」という区分にした。
- 6 1998年の大規模小売店舗法の廃止により、営業時間や営業口数に関する規制が事実上なくなった。
- 7 生活保護基準が生活に必要な最低限（いわゆる「ナショナル・ミニマム」）であるかどうかは、今日、多方面で「ナショナル・ミニマム」をめぐる検討がなされていることは留意している。
- 8 選択肢の趣旨としては、「受注量を増やす」あるいは「販売量を増やす」という内容である。
- 9 同事例は、事例収集を目的として、2008年8～9月に城東地域に居住する65歳以上の者を対象に質

問紙法によって実施した調査結果にもとづくものである。調査票の配布・回収方法については、おぐ銀座商店街（荒川区）、東和銀座商店街（足立区）、砂町銀座商店街（江東区）の関係者を通じ、調査目的に合った知人等に配布を依頼し、郵送による回収をおこなった（調査票配布数300のうち56票（18.7%）を回収）。このうち、最長職業が自営業主または家族従業者であった方で、かつ有効な回答であったものを抽出したものである。なお、収入および支出の内訳については、同年4～6月の平均的な月額を記入してもらった。

- 10 山谷地域が属する台東区と荒川区の生活保護の受給状況をみると、台東区では、2006年度の月平均で、「山谷地域」が2,220世帯（全体の37.3%）、「住所不定」が1,330世帯（全体の22.3%）となっており、荒川区では、2006年度末現在で、「山谷・不定地区」が722世帯（全体の19.6%）となっている。
- 11 宮寺（2010）において、1995年の社会保障制度審議会による勧告（「社会保障体制の再構築」）における社会保障理論の転換とその具体化としての「制度改革」の内容について、年金、医療、介護の各社会保険制度の変容を考察している。さらに、社会保障の財源構造および政府の一般会計における税収構造の転換、「家計調査」にみる国民の税および社会保険料負担の逆進構造についても考察を試みている。

引用文献

- 江口英一、1980、『現代の「低所得者層」下』未来社。
- 江口英一・川上昌子著、2009、『日本における貧困世帯の量的把握』法律文化社。
- 平岡公一編、2001、『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会。
- 岩田正美、1989、『老後生活費』法律文化社。
- 金澤誠一、2003、「今日の失業の性格と『名目的自営業』」中央大学商学研究会『商学論纂』第44巻第3号：71-102。
- 宮寺良光、2010、「日本における社会保障理論と具体化に関する現状分析」日本社会福祉教育専門学校『研究紀要』第18巻第1号：63-71。